

# 食品安全委員会第 245 回 合 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 7 月 3 日 (木) 14:00～14:44

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 泉内閣府特命担当大臣 (食品安全) 挨拶 (P. 2)

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について (P. 6)

- ・「*Streptomyces violaceoruber*(pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「カズサホス」に係る食品健康影響評価について (P. 7)
- ・農薬「フェンブコナゾール」に係る食品健康影響評価について (P. 7)
- ・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について (P. 7)
- ・汚染物質「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価について (P. 10)

(4) 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正について (P. 13)

(5) 食品安全委員会の 6 月の運営について (P. 14)

(6) その他

## 4. 出席者

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(内閣府)

泉内閣府特命担当大臣

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、角田勧告広報課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

- 資料 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈*Streptomyces violaceoruber*(pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ〉
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈カズサホス〉
- 資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フェンブコナゾール〉
- 資料 2 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フロニカミド〉
- 資料 2 - 4 汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について〉
- 資料 3 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正について
- 資料 4 食品安全委員会の6月の運営について

## 6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第245回会合を開催いたします。

本日は、6名の委員が出席です。

さて、当委員会は、本年7月1日をもって、発足5周年という節目を迎えました。

本日は、このような節目の会合に当たりまして、泉信也食品安全担当大臣に御出席いただいております。

早速ではございますが、まず、泉大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。大臣、よろしく申し上げます。

### (1) 泉内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶

◆泉大臣 御紹介をいただきました、担当いたしております泉信也でございます。

食品安全委員会発足から5周年という節目の会合の開催に当たりまして、担当大臣といたしまして、御挨拶を申し上げます。少し長い御挨拶になりますので、お許しをいただきたいと思います。私の思いの丈をまとめさせていただいて、御挨拶に代えさせていただきますと思います。

まずは、平成15年7月に発足して、これまでの間、我が国の食品の安全性の確保という重責を担われ、科学に基づく食品安全行政の確立と推進に取り組んでこられました見上委員長を始めとする委員の皆様方及び関係各位の御努力に心から敬意を表するものでございます。

皆様御承知のとおり、現在の食品安全行政の枠組みは、BSE問題をめぐる行政対応に対する厳しい反省の下、国民の健康保護を最優先に掲げ、食品の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提としつつ、科学的知見に基づいてこれを制御していくという国際標準となっている「リスク分析」という考え方を取り入れて、構築されているものでございます。

その中心となるリスク評価を科学に基づき、中立公正に行うため、その重要性和独立性の観点から、総理直属の機関として内閣府に食品安全委員会が置かれたものと理解しております。

食品安全委員会の最も重要な任務は、食品安全行政の基本となる客観的かつ中立公正なリスク評価の実施でございます。委員会の発足からこれまでの間、農薬等に関するポジティブリスト制度の導入や、健康食品、遺伝子組換え食品等、新たな食品の増加に伴い、評価依頼案件が急増する中で、各専門調査会におかれましては、効率化を図りつつ、精力的に評価を進めてこられ、これまで604件の評価を実施していただきました。

また、評価依頼によらず、委員会自らの判断で行うリスク評価につきましても、「食中毒原因微生物」や「食品中の鉛」に関するリスク評価など、食品の安全を確保する上で、非常に重要な案件について、限りある資源の中で、主体的に取り組んでいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

同時に、委員会が実施した科学的な評価の内容を国民の皆様に分かりやすく伝えるとともに、消費者、事業者などの関係相互の意見、情報の交換を進めるため、国民の皆様にとって関心の大きな課題を中心に、積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでこられたものと承知しておるところでございます。

食品に関します様々な問題は、時代の変化とともに、大変多様化し、複雑化しているのが実態でございます。また、「食」というものは、命の源であり、場合によっては、世代を超えて影響を与えるものでありますから、食品の安全を確保し、国民の皆様信頼していただくことは、極めて重要な課題であると考えております。

食品安全は、私にとりましては、経験の浅い分野でございましたが、このような思いを持ちながら、皆様にも支えていただき、昨年8月27日に食品安全担当大臣を拝命して以来、ここまでその任を務めることができたと思っておるところでございます。

これまでの間、特に印象に残っていることといたしまして、今年1月に群馬県で開催されました意見交換会に参加させていただきまして、今年1月に群馬県で開催されました意見交換会に参加させていただきまして、消費者や生産者など、多くの関係者に御出席を賜わり、普段の生活や生産現場に根ざした国民の生の声をお聴き

することができました。会場との意見交換においては、国としてのメディアへの対応の在り方や、行政からの情報発信の在り方などについて、大変参考になる御意見をいただいたところでございます。

また、その後に発生いたしました中国製冷凍ギョウザの問題については、決められたルールの下で、政府一体となった対応に努めてきたところであり、食品安全委員会におかれましても、ホームページ等において情報提供していただくとともに、原因物質とされるメタミドホスについて、速やかにリスク評価を実施していただきました。

この事案は、食品安全としては特殊な事案であったと考えておりますが、緊急時における食品安全委員会あるいは食品安全担当大臣が果たすべき役割について、改めて考える必要があるのではないか、という問題意識を強く持ったところでございます。

これらの経験を通じて特に感じましたことは、「安全」というものは、科学的に担保できる一方で、「安心」というものは主観的なところが大きく、「安全」を「安心」にまで持っていくことが非常に難しいということでございます。科学的には「安全」であるにもかかわらず、消費者に「安心」していただけないという事例は、現実に数多く存在しております。

今後、消費者を始め、国民の皆様により「安心」を実感していただくためには、食品安全委員会の役割や機能を広く知っていただくとともに、これを中心とした「リスク分析」という考え方を御理解いただき、食品安全行政を信頼していただけるよう、これまで以上にリスクコミュニケーションを充実させるとともに、メディアへの対応を含め、効果的な情報発信の在り方を検討していくことが必要であろうと考えております。

また、食品安全に関する「リスク分析」を支える人材の育成も大きな課題かと思えます。「リスク分析」に基づく新しい食品安全行政が始まってからまだ5年であり、行政においても十分な人材が育っているとは言い難い状況ではないかと思っております。

人材の育成は、行政内部の取組だけではなく、大学などの教育機関、研究機関などとの協力も不可欠であります。これらの機関との交流を促進するなど、積極的に人材の育成を進めていきたいと考えておるところであります。

設立5周年を迎え、食品安全委員会におかれましては、引き続き、客観的で中立公正なリスク評価に取り組んでいただくことはもちろんでございますが、より一層の参加型の運営を目指すなど、様々な手段を通じて、リスクコミュニケーションを促進するとともに、正確で分かりやすい情報が、国民お一人お一人まで届くように、情報発信の充実・強化を図ることにより、国民からより一層信頼される食品安全行政の実現に御貢献いただけます

よう御期待申し上げるところであります。

なお、事務局では5周年を機に、この会場でも積極的な情報発信の試みや工夫を始めてみたいとのことですので、参加いただいている皆様からも忌憚のない御意見や御提案をお寄せいただければ幸いに存じます。

さて、先般、政府におきましては、来年度からの消費者庁の発足に向けて、「消費者行政推進基本計画」を閣議決定したところでございます。

その中で、食品安全委員会を消費者庁の下に置くかどうかにつきましては、政府を中心に引き続き検討を行うこととされ、今後更に議論が行われるものと考えております。

私としましては、食品安全委員会は科学に基づき、客観的かつ中立公正な立場から、これまでの役割・機能を十全に発揮できるようにすることが重要であると考えております。

最後になりましたが、皆様方の更なる御支援と御協力をお願いいたしますとともに、私も担当大臣といたしまして、食の安全と消費者の信頼の確保のため、より一層積極的に努力させていただくことをお誓い申し上げまして、私の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◆見上委員長 泉大臣、本当にどうもありがとうございました。ただ今、大臣から、食品安全委員会が今後進むべき方向性などにつきまして、貴重な御助言をいただき、大変心強く思っております。

食品安全委員会といたしましても、5周年を迎えて、食品安全基本法制定時の原点に今一度立ち返った上で、これまでの5年間を総括するとともに、ただ今、大臣からいただきましたお言葉を踏まえて、委員全員が一丸となって、食品の安全と消費者の信頼の確保のために、一層努力してまいりたいと思っております。

泉大臣におかれましては、この後の別の御公務のため、ここで退出されます。泉大臣、本日は御出席いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

◆泉大臣 各委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(泉大臣退室)

◆見上委員長 それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第245回会合）議事次第」に従いまして議事を進めたいと思いますが、その前に、先日、事務局で幹部の人事異

動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

◆**栗本事務局長** 7月1日付けで1名異動がございましたので、御紹介させていただきます。

勧告広報課長が、西村から角田に代わりました。後ろにおりますので、御紹介させていただきます。

◆**見上委員長** それでは、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は7点ございます。

資料1が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料2-1から2-3までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-4が「汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「『食品安全関係府省緊急時対応基本要綱』等の改正について」。

資料4が「食品安全委員会の6月の運営について」でございます。

不足の資料等がございませんでしょうか。

## (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆**見上委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

事務局から説明願います。

◆**北條評価課長** それでは、資料1に基づいて御説明いたします。

「*Streptomyces violaceoruber* (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼ」に係る食品健康影響評価でございます。

評価書（案）の2ページの「審議の経緯」に記載されておりますように、本品目につきましては、本年1月に厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性確認に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されております。

4 ページの「I. 評価対象遺伝子組換え添加物の概要」というところに記載がございますが、このものは、遺伝子組換えによりまして生産されました食品添加物でございます。

その概要のところ記載がございますけれども、*S. violaceoruber* 1326 株を宿主として、*S. avermitilis* ATCC31267 株由来のキチナーゼ構造遺伝子に *S. cinnamoneus* IF012852 株由来のホスホリパーゼ D 遺伝子のプロモーター及びターミネーター領域を結合した遺伝子を導入して作製されました *S. Violaceoruber* (pNAG) 株により生産されたキチナーゼでございます。

このものの食品健康影響評価でございますけれども、5 ページに、評価対象添加物に該当するか否かについての検討がなされております。

「2」の「(1)」から「(7)」までに記載されている科学的な知見によりまして、*S. cinnamoneus*、*S. violaceoruber* 及び *S. avermitilis* の間では、自然に遺伝子交換がなされていると考えられ、*S. Violaceoruber* (pNAG) 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在し得ると考えることは妥当であると記載がございますように、このものにつきましては、いわゆるナチュラル・オカレンスというものと認定されるということで、最終的な専門調査会の結論でございますが、6 ページの上段の方に記載がございますように、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準の組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合に該当することから、本基準の対象ではないと判断されるという結論となっているものでございます。

このものにつきましては、本日、委員会終了後、8 月 1 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることいたします。

### (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について（農薬）

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬3品目及び汚染物質1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず、農薬3品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1から2-3に基づいて御説明いたします。

いずれも農薬でございまして、既に当食品安全委員会におきまして、御評価をいただきまして、ADIの決定がされているものでございます。

今回、この3品目につきまして、適用拡大の申請がございまして、それに係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

まず、資料2-1、「カズサホス」でございます。これは有機リン系の殺虫剤でございまして、3ページの「審議の経緯」にございますように、2000年12月に初回農薬登録をされている農薬でございます。このものにつきましては、2回、食品安全委員会におきまして御評価をいただいております。今回は、この3ページの1番下の方に「第3版関係」として記載がございまして、本年の2月、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請の連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

このものでございますが、具体的に、今回、追加をされておりますのは、16ページの作物残留試験のうち、今回、適用拡大で申請をされております、みずな、ししとう、ごぼう、ピーマンにつきましての試験成績が追加されているというものでございます。

資料2-2、「フェンブコナゾール」の方にまいります。これもやはり3ページの「審議の経緯」に記載されておりますように、2001年4月に初回農薬登録をされておきまして、その後、食品安全委員会におきまして御評価をいただきまして、ADIが決定しているものでございます。

今回は、「第2版関係」ということで、2008年1月、てんさいへの適用拡大の申請がございまして、それに基づいた評価要請がなされているものでございます。

このものにつきましても、先のものと同様でございますけれども、13ページの作物残留試験のうち、申請されております、てんさいの試験成績が追加されたということで、「表2」の数値が修正されているというものでございます。

それから、資料 2-3 の「フロニカミド」でございます。3 ページの「審議の経緯」にございますけれども、このものにつきましても既に御評価をいただいて ADI を決定しているものでございます。

今回は、「第 2 版」の関係ということで、2008 年 1 月でございますが、すいか、ぶどうなどへの適用拡大の申請、それから、ここには記載されておりませんが、ホップにつきまして、インポート・トレランス申請も併せて行われているものでございます。

今回、この評価に当たりまして、作物残留試験の成績以外に、13 ページの「3. 土壌中運命試験」のうち「(1) 好氣的湛水土壌中運命試験」の成績。15 ページの「5. 土壌残留試験」のうち、水田に係るところの試験成績も併せて提出されております。

また、「6. 作物残留試験」につきましては、今回、適用拡大の申請がございました、キャベツあるいはネギ、すいか、れんこん、すももなどの追加の試験成績が提出されているところでございます。

したがって、「表 10」あるいは後ろの「別紙 3」というところでございますが、追加のデータが提出されているところでございます。

以上、資料 2-1 から 2-3 まででございますが、いずれも適用拡大申請ということで、安全性に係る知見の変更及び ADI の変更はございません。したがって、この 3 品目につきましては、国民からの御意見・情報の募集の手続を行わず、そのまま調査会の結果を関係機関の方に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、これら 3 品目につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「カズサホスの一日摂取許容量を、0.00025mg/kg 体重/日と設定、  
フェンブコナゾールの一日摂取許容量を、0.03mg/kg 体重/日と設定、  
フロニカミドの一日摂取許容量を、0.073mg/kg 体重/日と設定する。」

ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について(汚染物質)**

◆見上委員長 それでは、引き続き、汚染物質1品目について事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-4に基づいて御説明いたします。

「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」の食品健康影響評価でございます。

4ページの「審議の経緯」にございますように、今回の評価要請につきましては、2003年7月1日、厚生労働大臣より要請があったものでございます。

ここに記載のように、汚染物質専門調査会あるいは化学物質・汚染物質専門調査会におきまして、御審議いただきまして、本年の5月29日から6月27日までの期間、国民からの御意見・情報の募集を行なったものでございます。

また、この評価書(案)につきましては、別途6月13日に大阪、それから6月18日に東京で意見交換会を開催いたしまして、広く意見の募集を行なったというところでございます。

その結果、資料2-4の最後から2枚に「参考」としてお示しをしておりますように、4通、8件の御意見をいただいているところでございます。

順番に御紹介いたしますと、まず、1番の御意見でございますが、米の消費量は増加することが考えられます。また、二枚貝や頭足類などは、副食として積極的に食されてきています。このようなことから近い将来に健康被害が生じるレベルに近づく可能性が憂慮されますという御意見でございます。

お寄せいただいた御意見につきましては、これはリスク管理機関に係る内容であると考えられますので、厚生労働省の方にお伝えしますという回答としております。

2番でございますけれども、評価書の4.3.2.1の項のTDS(トータル・ダイエット・スタディー)の「脚注」の記述についての御意見でございます。

この御意見のところに記載されている文章につきましては、別の項、4.3.2.2項(汚染地域)に書くべき内容ではないでしょうかということでございます。

これは、正に御指摘のとおりでございますので、御指摘のとおり修正をしますという回答

とさせていただきます。

3つ目でございますが、4.3.2.1項のモンテカルロ・シミュレーションについての御意見でございます。摂取量分布の95パーセントタイルを論じる場合、非汚染地域の一般住民でも5%、PTWIを超えていることになり、不安をあおられているように感じる人が多いことから、以下の点を注意した考察が必要と考えますという御意見でございます。

この点につきましては、御指摘を踏まえまして、「脚注」に注意点につきまして、追記をすることにいたしました。

具体的には、最後のページの「評価書の変更点」というところの真ん中に相当する部分でございます。ここに[脚注]7番として入れさせていただいているところでございます。

それから、御意見の4番でございます。「参考」の2ページ目に記載しております。

Järupらの報告や腎障害の指標のカットオフ値などについて、学会で議論になることを一方的な立場から取り上げているように見えることから、議論のあることは両論を併記し、相当な根拠をもって腎機能障害を丁寧に評価することを要望しますということでございます。

これについては、この評価書の中には、相反する報告というものも取り上げた上で慎重に審議をされておきまして、その結果を評価書（案）に明記しているという回答でございます。

ここに記載がされておりますように、Järupらが報告した理論式を用いた場合、尿中カドミウム排泄量から推定される摂取量は、腎障害の程度、年齢、性別、個人差等によって、生物学の利用率や尿中排泄率が異なることから信頼性に乏しいと判断しました。こういうことで、説明させていただきます。

5番でございます。発がん性に関する御意見でございます。IARCの評価では、ヒトに対して発がん性があるとしている。カドミウムに発がん性の疑いがあるものとして、安全を見込んだ評価を行うことを要望しますというものでございます。

これも評価書の中に記載がございますけれども、IARCは、職業性の吸入曝露による肺がんリスクからヒトに対して発がん性があると評価をしております。

一方で、ヒトの経口曝露におきましては、発がん性の証拠があるとの報告はございません。

したがって、食品を経由したカドミウムの経口曝露を対象にしている本評価におきましては、発がん性に注目することは適当ではないと判断をしておりますという回答でございます。

それから、6番の御意見でございます。内分泌かく乱性について評価結果にまとめることを要望しますというところでございます。

カドミウムの内分泌かく乱性につきましても、現時点で収集可能な知見に基づきまして、審議を行なっております、その結果、ヒトを対象とした疫学的データでは、肯定的な報告はほとんど認められていないということでございました。

また、カドミウムにつきましても、胎盤をほとんど通過しないということで、胎児や新生児の体内カドミウム負荷は無視できると判断しておりますという回答にしております。

それから、7番、審議の公平・中立の面の検証を要望しますということで、3つほどの御意見をいただいております。

この御意見につきましては、イタイイタイ病だけではなく、特に長期低濃度曝露を調査している研究者を招請した上で、公開の専門調査会で科学的知見に基づいて、中立公正に審議を行いました。

それから、評価（案）につきましては、多くの関係学会を通じて、様々な意見を持つ研究者に広く御意見・情報を募集するとともに、意見交換会の開催を通じて、その公正性・透明性を確保していますという回答をさせていただいております。

最後の御指摘の点につきましては、利益相反に該当すると考えていませんが、その発言については、慎重を期して専門調査会の了解を得て審議を行なっているという回答とさせていただきます。

最後に8番の御意見でございますが、子供に関する研究不足をそのまま放置せず、子供の重金属汚染問題に取り組むことを課題として位置づけることを要望しますというところでございます。

本評価におきましては、微量な重金属類の子供への曝露につきましても、現時点で得られる知見に基づいて十分な議論が行なわれた上で、評価書（案）がまとめられておりますという回答をさせていただいているところでございます。

以上のような御意見を踏まえまして、評価書につきましても、修文あるいは追加をさせていただいた変更点、これを最後に記載させていただいております。

以上のような御意見でございましたけれども、最終的には、評価書（案）につきましても大きな変更を要するところはないので、この評価書（案）をもちまして、関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

◆長尾委員 これは、なかなか大変な労作で、世界的に見ても非常にいいレベルのものだと思います。これの英訳について予定はございますか。

◆北條評価課長 専門調査会の先生方とも御相談いたしまして、概要版の方は、まず、英訳をして、それを掲載しようということとなっております。

◆長尾委員 是非、お願いします。

◆見上委員長 外に何かございませんか。これは、食品安全委員会ができた当初に諮問を受けてから5年間と非常に長くかかりましたけれども、やっと出来上がった労作です。

外に何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「カドミウムの耐容週間摂取量を、 $7 \mu\text{g}/\text{kg}$  体重/週と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

#### (4) 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正について」でございます。事務局から説明願います。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料3に基づきまして御説明申し上げます。

前々回の第243回の会合で、御決定をしていただきましたことに基づきまして、お手元の資料3にございます「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の関係府省申し合わせ

の3つの規程ですが、これについては、直ちに関係府省において、それぞれの決裁の手続を採っていただきました。

その結果、昨日までに、農林水産省、厚生労働省及び環境省において決裁は終了したとの連絡を受けております。また、関係府省との調整過程での文言の変更はございませんでした。

したがって、関係府省の申し合わせに基づきまして、本日付けで改正、施行するということにいたしたいと存じます。

また、関連する内部規程につきましても、上位規程と同日付けということで、併せて改正、施行するというにさせていただきます。

御報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明、記載事項につきまして、何か御質問はないでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、ただ今報告のありました「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等のマニュアルにつきましては、本日付けで改正、施行することといたします。

#### (5) 食品安全委員会の6月の運営について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会の6月の運営について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして御説明いたします。

まず、「1.」の食品安全委員会の開催状況でございます。6月5日に開催されました第241回会合の結果でございます。

「(1)」にございますように、「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」ということで、下記について照会がございまして、これにつきましては、評価を行うことが明らかに必要ではないときに該当するという確認をしたところでございます。

「(2)」でございます。記載の農薬6品目、動物用医薬品2品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けたところでございます。

「（３）」、添加物専門調査会から報告された以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

「（４）」の食品健康影響評価でございますが、動物用医薬品記載の６品目につきまして検討しまして、結果をリスク管理機関に通知することを決定しております。

その外でございますが、第 76 回 OIE 総会の概要について農林水産省から報告を受けるとともに、食品安全委員会の 5 月の運営について報告しております。

続きまして、6 月 12 日に開催されました、第 242 回会合の結果でございます。

「（１）」でございますが、遺伝子組換え食品等 4 品目につきまして、リスク管理機関から追加説明を受けております。

「（２）」でございますが、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集手続に着手することを決定しております。

また、「食の安全ダイヤル」の 5 月分について報告を受けております。

6 月 19 日に開催されました、第 243 回会合の結果でございます。

「（１）」でございますが、農薬 2 品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

「（２）」でございますが、農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

続きまして、「（３）」の食品健康影響評価でございますが、「表」に記載しております案件につきまして検討いたしまして、評価の結果をリスク管理機関に通知しております。

「（４）」でございますが、緊急時対応基本要綱等の改正ということで、5 つのマニュアルの改正案について了承いたしまして、また、委員会の内部規程である基本指針等については決定したという取扱いにしております。

続きまして、6 月 26 日に開催されました、第 244 回会合の結果でございます。

「（１）」でございますが、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、「（２）」の食品健康影響評価でございますが、飼料添加物、飼料添加物の賦形物質につきまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

「（３）」にございますように、遺伝子組換え食品（微生物）のものでございますが、その安全性評価基準を決定しております。

また、容器包装詰低酸性食品のボツリヌス食中毒対策について厚労省から報告を受けるとともに、「食品安全モニター」4、5月分について報告しております。

「2.」の専門調査会の運営状況でございます。以下は、日時のみを紹介とさせていただきます。

企画専門調査会につきましては、第24回会合を6月18日に開催しております。

緊急時対応専門調査会につきましては、第25回会合を6月10日に開催しております。

添加物専門調査会につきましては、第59回会合を6月17日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第39回幹事会を6月3日、第16回確認評価第一部会を6月9日、第13回確認評価第二部会を6月13日、第22回総合評価第一部会を6月18日、第40回幹事会を6月24日に開催しております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第6回確認評価部会及び第95回会合を6月25日に開催しております。

遺伝子組換え食品専門調査会につきましては、第62回会合及び第63回会合を6月20日に開催しております。

また、新開発食品専門調査会につきましては、第2回ワーキンググループを6月2日に開催しております。

意見交換会等の開催状況でございますけれども、食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価につきまして、6月13日に大阪府、6月18日に東京都でそれぞれ開催しております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第245回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、7月10日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日、7月4日（金曜日）10時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で、来週の7日（月曜日）14時から微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループが公開で、9日（水曜日）14時から農薬専門調査会総合評価第一部会が公開で、10日（木曜日）10時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

なお、5周年を記念いたしまして、9月に記念事業を予定しております。これらについては、改めて御案内しますが、本日から会議室前の通路に「5周年の歩み」などの展示を行っております。是非、お帰りの際に御覧いただければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

以上です。